

小山町 町長交際費のホームページ公開基準

令和2年4月1日

1 公開目的

町長交際費の執行（支出）状況の透明性を高め、町政に対する町民の理解と信頼を深めてもらうことを目的とする。

2 公開内容

(1) 町長交際費を支出内容に基づき、4種類の支出区分に分類し、「支出区分」、「支出日」、「支出内容」、「金額」を公開する。

- ①会費（意見交換会、懇親会等の会費）
- ②弔慰（町政功労者や公職者等の葬儀等におけ香典支出に係る経費）
- ③接遇（来客等の応接するための飲食、地場産品のPR及び記念品等に係る経費）
- ④その他（上記に掲げるもののほか、町政運営上必要な経費）

(2) 公開に当たっては、原則相手方の氏名等は公表する。ただし、成13年小山町条例第2号）及び小山町個人情報保護条例（平成16年小山町条例第10号）に基づき情報の保護に配慮する。

3 公開時期等

- (1) 月末までを原則として、前月分を一括して公表する。
- (2) ホームページ上で公開する町長交際費は、2年間（現年度+前年度）とする。

4 その他

この基準は、必要に応じて適宜見直すこととする。